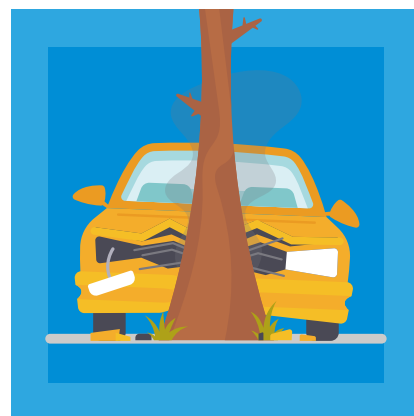


公益財団法人
日弁連交通事故
相談センター
ご案内



令和4年度／令和5年度版

■ 弁護士による無料の電話相談(1回10分程度)はこちらへ



0120-078325 (相談料・通話料無料)

(月～金 10:00～16:30) (詳細はp10へ)

※水曜日(祝日・第5週を除く)は、
19:00まで電話相談を受け付けて
おります(詳細はp15へ)

■ 弁護士による無料の面接相談(1回30分程度)→裏表紙に掲載のお近くの相談所にお電話ください。

<https://n-tacc.or.jp>

日弁連交通事故

検索

Contents

ごあいさつ

当センターの概要

当センターのあゆみ	2
当センターの目的及び事業	3
当センターの組織	3
当センターの財政状況(令和3年度)	4
当センターの事業実績	4
・令和3年度事業実績	4
・国庫補助金額の推移【昭和42年度から令和4年度】	5
・日本における交通事故発生件数と当センターの相談実施件数の年度別推移	5
・エリア別交通事故発生件数と当センターの面接相談件数の比較(令和3年)	6

当センターの利用案内

当センターの利用について	8
当センターの相談、示談あっ旋、審査の流れ	9

電話相談、面接相談について	10
---------------	----

示談あっ旋について	12
-----------	----

審査について	14
--------	----

夜間電話相談について	15
------------	----

高次脳機能障害面接相談について	16
-----------------	----

交通贖罪寄付、一般寄付金について	17
------------------	----

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター相談所一覧	裏表紙
---------------------------	-----

ごあいさつ

公益財団法人日弁連交通事故相談センターは、日本弁護士連合会（日弁連）が中心となって昭和42年9月29日に財団法人として設立し、平成24年4月1日には、内閣府から公益認定を受け、公益財団法人に移行いたしました。当センターは、本年で公益財団法人化10周年を迎えたこととなります。

当センターは、今日まで55年以上の長きにわたり、活動内容・拠点を広げながら、全国で、交通事故における民事紛争の処理にあたってまいりました。現在、当センターは全国の弁護士会に支部（54支部）を置き、156か所の相談所で無料法律相談を、42か所の本・支部で示談あっ旋・審査を、8か所で高次脳機能障害面接相談を実施しております。さらに、本年4月には、これまでナビダイヤル回線（0570-078325）を用いて実施してきた電話相談のフリーダイヤル化（0120-078325）及び相談受付時間の拡充（午後7時までの電話相談を月1回から月4回に）を図ることにより、電話相談をより一層利用しやすくいたしました。なお、令和3年は全国で延べ7,163人の弁護士が当センターの事業に携わっております。

当センターの主要な業務は交通事故の民事紛争に関する法律相談ですが、利用者に無料で提供される点はもとより、交通事故の民事紛争処理に精通した弁護士が相談を担当する点で、その役割は大変大きなものがあり、当センターは、研修会の開催等を通じ、必要な専門知識を有する相談担当者の育成に力を注いでいます。

今後とも、当センターは全国規模で活動し、電話相談におけるフリーダイヤルの導入等を通して交通事故相談の一層の利便性の向上と、一人でも多くの被害者救済を目指し、業務範囲の拡充・充実に努力していく所存です。

最後に、日頃から当センターの活動にご協力いただいている国土交通省をはじめ、関係諸団体及び関係者の皆様に感謝を申し上げますとともに、今後とも当センターのさらなる発展のために一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年（令和4年）7月1日
公益財団法人日弁連交通事故相談センター
理事長 小林元治



当センターの概要

当センターのあゆみ

- 昭和36年** 日弁連「交通事故処理連絡特別委員会」、各弁護士会「交通事故処理委員会」設置
- 昭和42年** 財団法人設立=国庫補助金による法律相談開始
- 昭和45年** 「交通事故損害額算定基準」(いわゆる「青本」)初版発行
日本交通法学会設立(事務局を当センター内に設置)
- 昭和52年** 国庫補助金による示談あっ旋事業開始
財団設立10周年・記念誌「日弁連交通事故相談センター10年」発刊
- 昭和57年** 日本損害保険協会の自家用自動車総合保険(SAP)の対物賠償事案の示談あっ旋事業開始
- 昭和59年** 全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
- 昭和62年** 財団設立20周年・記念誌「交通事故損害額算定基準11訂版」発刊
- 平成3年** 教職員共済生協(教職員共済生活協同組合)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
- 平成6年** JA共済連(全国共済農業協同組合連合会)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
- 平成9年** 財団設立30周年・記念誌「交通事故損害賠償の現状と課題」、「Q&A自動車保険相談」発刊
- 平成10年** 「交通事故相談ニュース」発行開始
- 平成11年** 国庫補助金による一斉電話相談開始
- 平成12年** 自治協会(全国自治協会)・町村生協(全国町村職員生活協同組合)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
交通贖罪寄付制度創設
- 平成13年** 国庫補助金による高次脳機能障害面接相談事業開始
都市生協(生活協同組合全国都市職員災害共済会)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
- 平成17年** 市有物件共済会(全国市有物件災害共済会)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
- 平成19年** 財団設立40周年・記念誌「交通賠償論の新次元」、「Q&A新自動車保険相談」発刊
- 平成20年** 自治労共済(全日本自治体労働者共済生活協同組合)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
- 平成23年** 交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
全自共(全国自動車共済協同組合連合会)の対人・対物賠償事案の各示談あっ旋・審査事業開始
- 平成24年** 内閣府より公益認定を受け、公益財団法人として業務開始
ナビダイヤル回線による一斉電話相談(毎月10日)を開始
- 平成25年** 全国統一のナビダイヤル回線による電話相談(平日)を開始
- 平成29年** 財団設立50周年・記念誌
「交通賠償実務の最前線」発刊
- 平成31年** 全国統一ナビダイヤル回線による電話相談(平日)の受付時間を拡大(10:00~16:30)
- 令和4年** 公益財団法人化10周年記念
ナビダイヤル回線を廃止し、全国統一のフリーダイヤル回線による通話料無料の電話相談を開始
毎月10日の一斉電話相談を廃止し、平日水曜日(第5週を除く)の電話相談受付時間を午後7時まで拡大した夜間電話相談を開始
面接相談のWEB予約を開始 ※令和4年4月現在、全国85の相談所で実施

当センターの目的及び事業

■公益財団法人日弁連交通事故相談センターとは

日本弁護士連合会(日弁連)により、基本的人権の擁護と社会正義の実現を図るため、昭和42年、運輸大臣(現国土交通省)の許可を得て、財団法人として設立されました。

そして、平成24年3月21日に、内閣府から公益法人認定を受け、同年4月1日付けで登記を完了し、従来の財団法人から公益財団法人に移行しました。

運営は弁護士が当たり、自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促し公共の福祉の増進に寄与することを目的として、現在全国156か所で面接相談事業を、うち46か所では示談あっ旋事業および審査事業を、弁護士が無料で行っています。

※当センターは国からの補助金、日弁連・弁護士会・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■当センターの目的(定款抜粋)

第3条

この法人は、自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

■当センターの公益目的事業

定款第4条に基づいて、本法人は、以下の公益目的事業を行います。

公益目的事業1
相談事業

公益目的事業2
示談あっ旋・審査事業

公益目的事業3
調査・研究事業

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)自動車事故の損害賠償に関し無償による法律相談及び処理の斡旋
- (2)自動車事故による損害賠償額算定の合理化に関する調査研究
- (3)自動車事故による民事損害賠償訴訟の適正迅速化に関する調査研究
- (4)自動車事故損害賠償に関する知識の普及及び広報
- (5)前各号の事業に関し、国会、裁判所及び行政機関等に対する建議陳情
- (6)その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

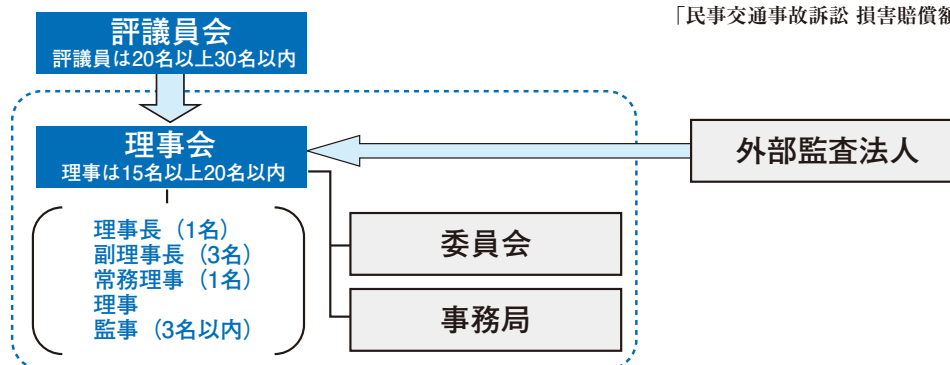


「交通事故損害額算定基準」(青本)

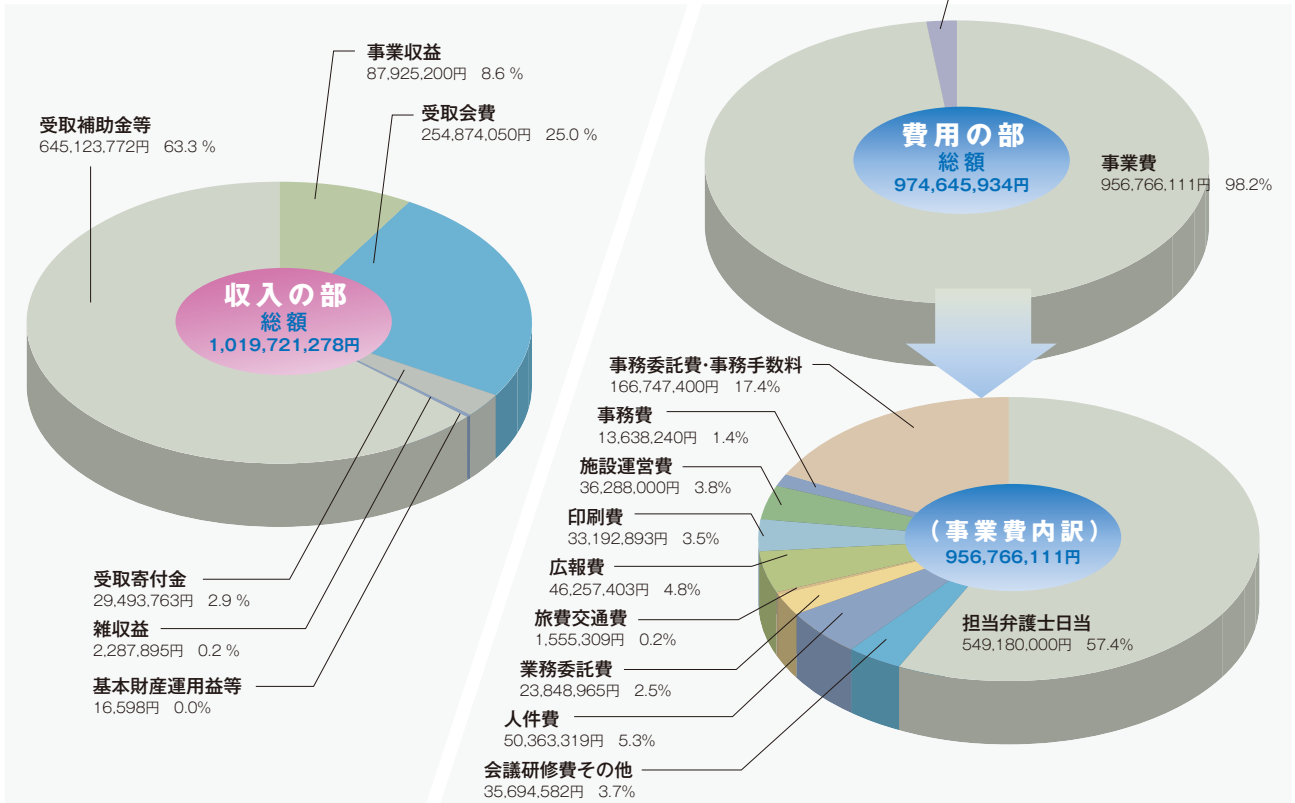


「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」(赤本)

当センターの組織



当センターの財政状況 (令和3年度)



当センターの事業実績

令和3年度事業実績

相談業務

相談件数

32,538件

(前年比1,131件増)

面接相談

13,652件

(前年比999件増)

電話相談

18,886件

(前年比132件増)

示談斡旋業務

新規受理件数

866件

(前年比20件増)

前年度

繰越件数

118件

次年度

繰越件数

115件

成立件数

724件

(前年比29件増)

成立率

83.31%

(前年比4.4%増)

一斉電話相談業務

相談件数

966件

(前年比52件減)

高次脳機能障害相談業務

相談件数

28件

(前年比10件減)

審査業務

新規受理件数

20件

(前年比21件減)

前年度

繰越件数

13件

次年度

繰越件数

5件

成立件数

21件

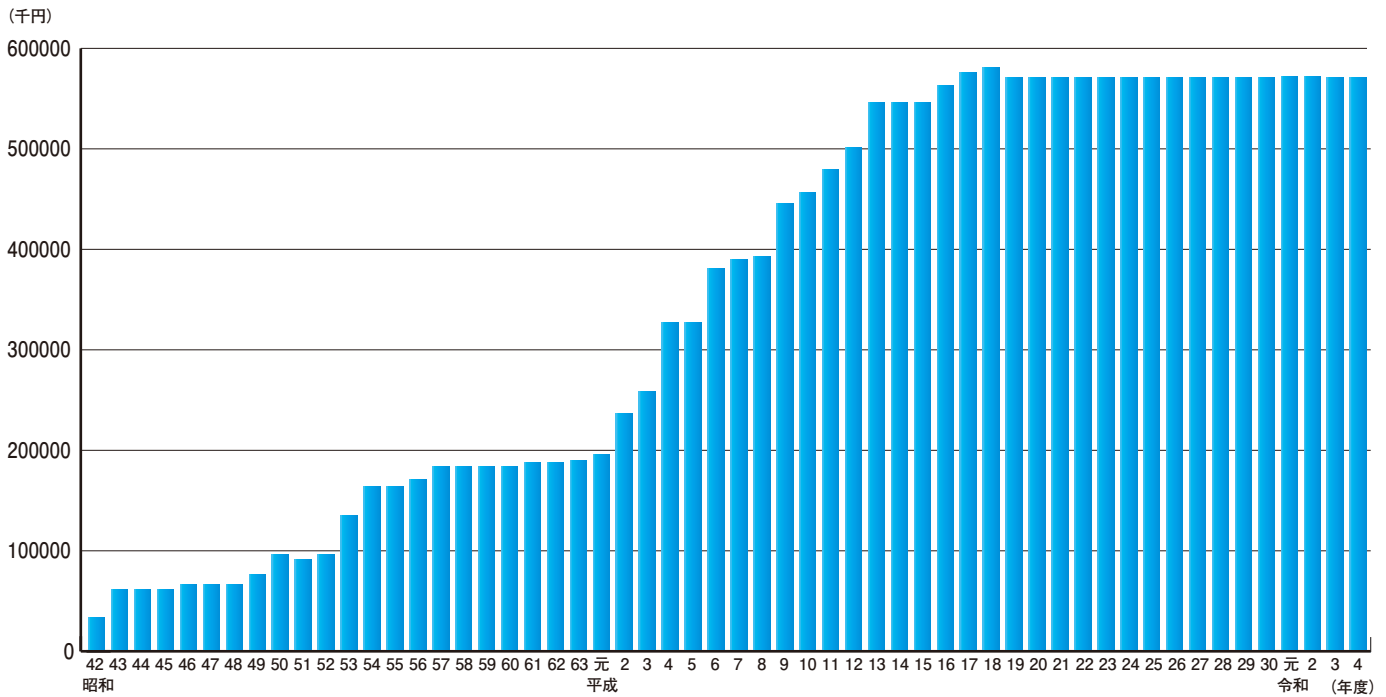
(前年比12件減)

国庫補助金額の推移 [昭和42年度から令和4年度]

令和4年度の国庫補助金は、5億7,000万円となっています。

当センターの運営費の大部分を占める国庫補助金は、国土交通省所管の自動車安全特別会計の運用益の一部から支出されております。

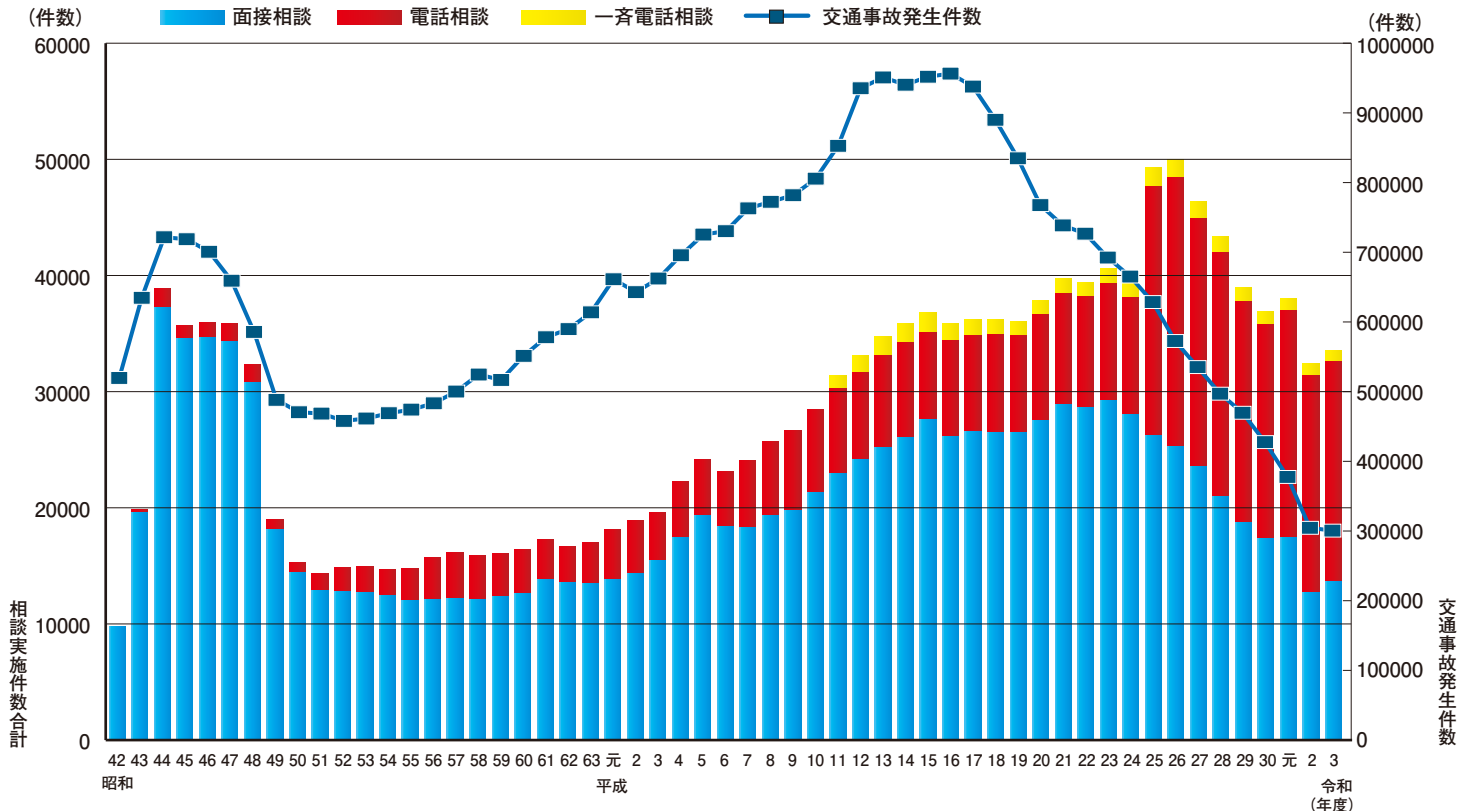
当センターの事業は、その特別会計運用益活用事業のうち、自動車事故対策費補助金・被害者保護増進対策として位置付けられております。



日本における交通事故発生件数と当センターの相談実施件数の年度別推移

グラフは、当センターが設立された昭和42年以降の日本の交通事故発生件数（警察庁『警察白書』の「都道府県別交通事故発生状況件数」をもとに掲載）と当センターの相談実施件数の年度別推移です。（※交通事故発生件数は年、相談実施件数は年度での集計）

令和3年度の当センターの相談実施件数実績は、合計で32,538件となりました。令和2年度と比較して合計1,131件の増加です。



エリア別交通事故発生件数^{※1}と 当センターの面接相談件数^{※2}の比較 (令和3年)

交通事故発生件数 計 **305,196件**

当センターへの
相談件数 計 **32,538件** (交通事故件数に
占める割合10.67%)

面接相談 計 **13,652件**

電話相談 計 **18,886件**

中国エリア

交通事故発生件数

13,188件

(前年度比115件増)

当センターへの面接相談件数

2,987件

(前年度比735件増)

618件	鳥取県	46件
774件	島根県	15件
4,683件	岡山県	1,495件
4,655件	広島県	866件
2,458件	山口県	565件

近畿エリア

交通事故発生件数

53,382件

(前年度比899件減)

当センターへの面接相談件数

6,624件

(前年度比744件増)

2,850件	滋賀県	451件
3,859件	京都府	1,359件
25,388件	大阪府	2,724件
16,929件	兵庫県	999件
2,937件	奈良県	827件
1,419件	和歌山県	264件

九州・沖縄エリア

交通事故発生件数

42,700件

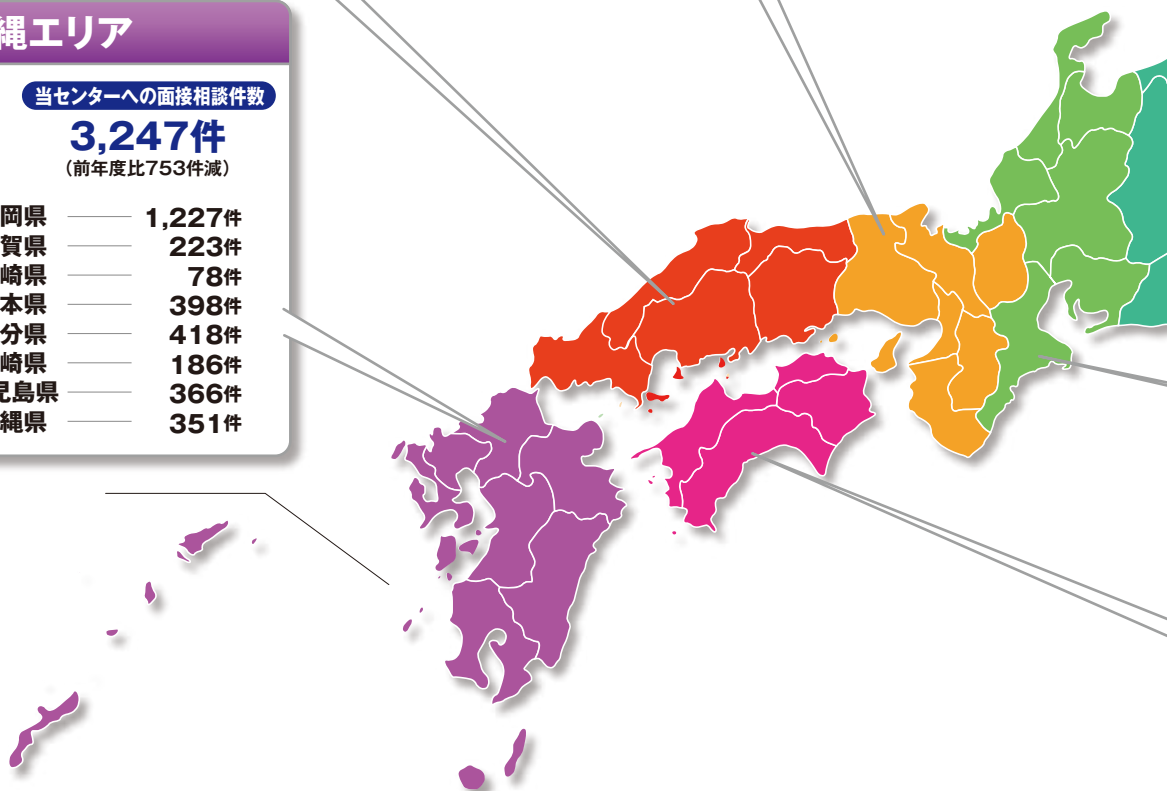
(前年度比3,133件減)

当センターへの面接相談件数

3,247件

(前年度比753件減)

20,066件	福岡県	1,227件
3,506件	佐賀県	223件
2,804件	長崎県	78件
3,188件	熊本県	398件
2,360件	大分県	418件
4,461件	宮崎県	186件
3,532件	鹿児島県	366件
2,783件	沖縄県	351件

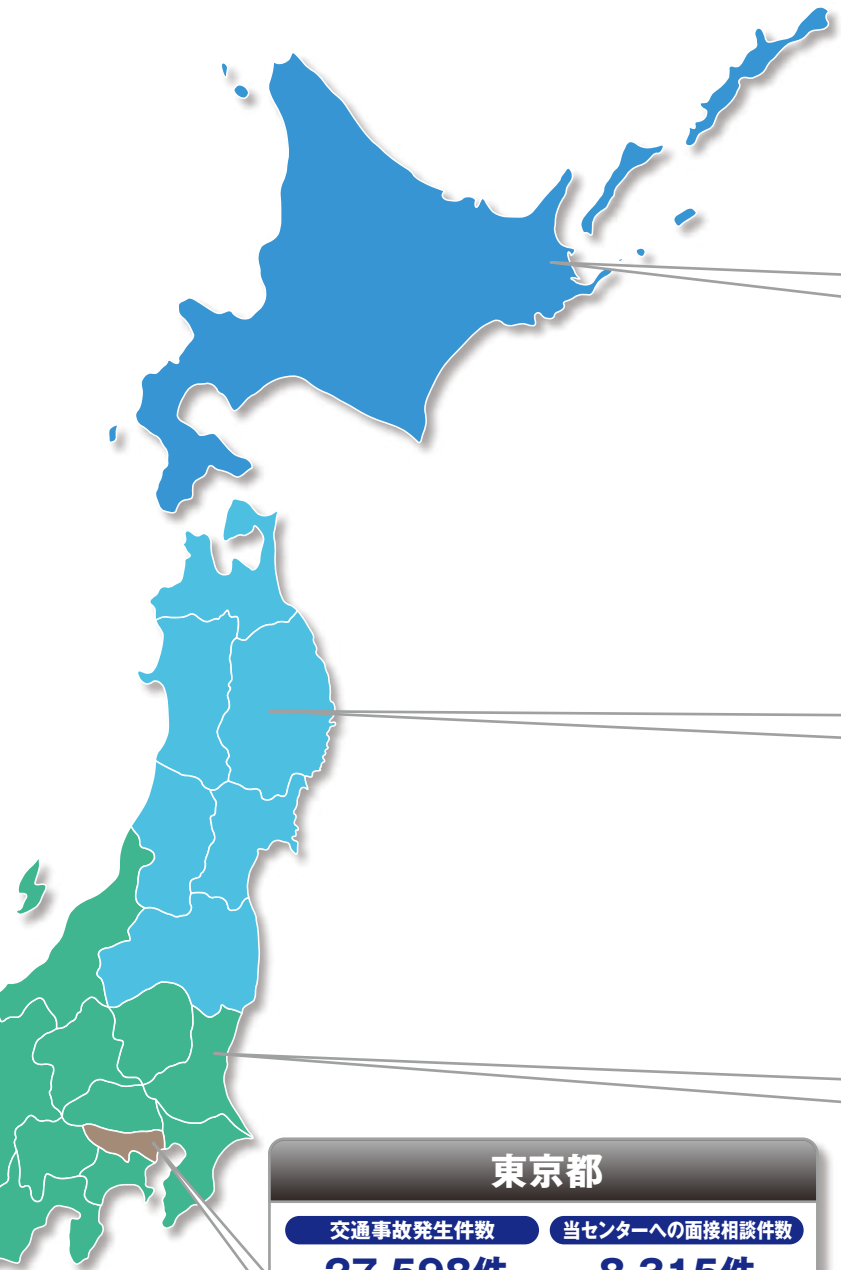


※1 警察庁提供の「都道府県別交通事故発生状況(令和3年中:令和3年1月~令和3年12月)」のデータを基に作成しています。

※2 「当センターへの面接相談件数」は、各支部の「実施状況報告書」(令和3年度:令和3年4月1日~令和4年3月31日)を基に作成しています。

「当センターへの面接相談件数」は、相談者の所在地に関係なく、各県の支部ごとに寄せられた相談件数を集計しています。

「当センターへの面接相談件数」には、電話相談件数、一斉電話相談件数、高次脳機能障害相談件数及び示談あつ旋の審査件数は、件数に含まれていません。



北海道エリア

交通事故発生件数	当センターへの面接相談件数	
8,304件 (前年度比406件増)	1,550件 (前年度比365件減)	
6,051件	札幌	1,426件
628件	函館	62件
704件	旭川	40件
686件	釧路	22件
235件	北見	

東北エリア

交通事故発生件数	当センターへの面接相談件数	
15,792件 (前年度比760件減)	1,423件 (前年度比181件減)	
2,458件	青森県	62件
1,566件	岩手県	107件
4,286件	宮城県	718件
1,301件	秋田県	99件
3,184件	山形県	227件
2,997件	福島県	210件

関東エリア

交通事故発生件数	当センターへの面接相談件数	
100,871件 (前年度比308件増)	5,509件 (前年度比567件減)	
5,929件	茨城県	204件
3,939件	栃木県	684件
10,007件	群馬県	211件
16,707件	埼玉県	1,303件
13,534件	千葉県	441件
21,660件	神奈川県	1,042件
2,848件	新潟県	652件
2,093件	山梨県	74件
4,772件	長野県	81件
19,382件	静岡県	817件

東京都

交通事故発生件数	当センターへの面接相談件数
27,598件 (前年度比1,956件増)	8,315件 (前年度比1,415件増)

中部エリア

交通事故発生件数	当センターへの面接相談件数	
34,647件 (前年度比1,135件減)	2,355件 (前年度比186件増)	
1,971件	富山県	98件
1,946件	石川県	689件
912件	福井県	472件
2,911件	岐阜県	174件
24,185件	愛知県	692件
2,722件	三重県	230件

四国エリア

交通事故発生件数	当センターへの面接相談件数	
8,714件 (前年度比840件減)	528件 (前年度比83件減)	
2,121件	徳島県	68件
3,287件	香川県	230件
2,260件	愛媛県	88件
1,046件	高知県	142件

当センターの利用案内

当センターの利用について

当センターのご利用を希望される方はお目通しください。

Q. 相談できる内容は？

A. 自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事の損害賠償関係の問題についてご相談できます。**刑事処分・行政処分のご相談はできません。**被害者側・加害者側、相談者の居住地は問いません。



Q. 主な相談内容は？

A. 【次のようなことについて相談できます】

- 損害賠償額の算定 → 損害の種類や損害額算定の具体的方法など
- 相手方保険会社から提示を受けた賠償額の適否等
- 賠償責任の有無、過失の割合 → 損害を賠償する義務の有無、事故当事者の過失割合など
- 賠償義務者
→ 勤務中の事故(会社所有車の事故・マイカーで会社の仕事中の事故・下請け会社の起こした事故に対する元請け会社の責任)、車の貸借中の事故、無断転貸、子名義の車の事故に対する親の責任、駐車車両の責任、盗難車の事故等
- 損害の請求方法 → 誰にどのように請求すべきかなど
- 自賠責保険及び自動車保険関係の問題、政府保障事業
→ ひき逃げや無保険車による事故・・・「保障事業への損害のてん補請求」手続
- その他交通事故の民事上の法律問題 → 示談の仕方、時効

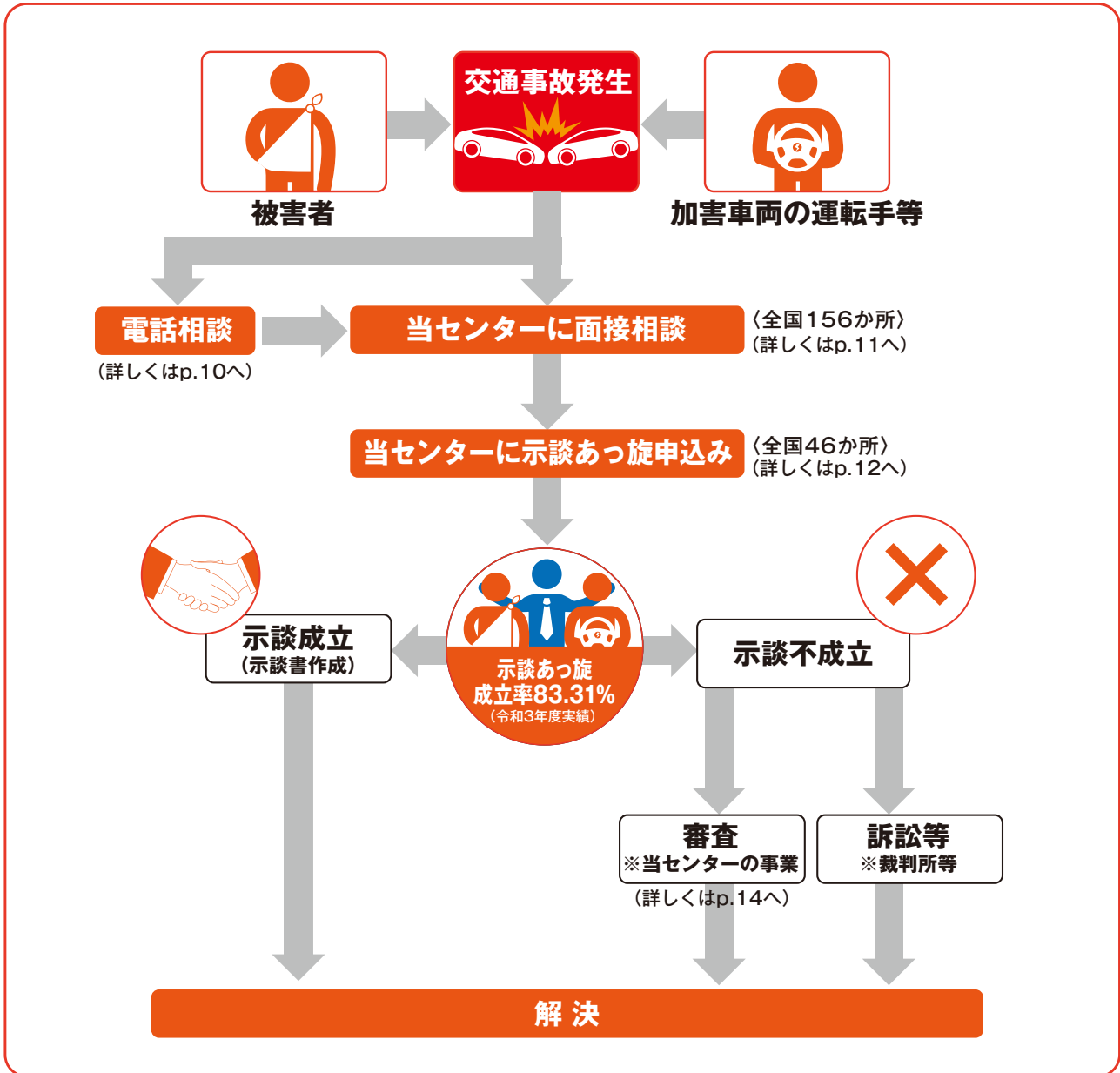
✕ 相談の拒絶

※当センターは以下の場合には相談を行いません。

- ① 弁護士法第72条(非弁護士の法律事務の取扱等の禁止) 違反の疑いのある者からの申込み
- ② 相談者がすでに弁護士である代理人を選任しているとき
- ③ 相談回数が原則として同一事案につき5回を超えるとき
- ④ 事故当事者本人以外の者からの申込みであるとき
ただし、同居の親族、四親等内の親族及びこれらに準ずる者からの申込みであるときを除く
- ⑤ その他相談を行うのに適当でないと認められるとき



当センターの相談、示談あっ旋、審査の流れ



※示談あっ旋のご利用にあたっては、まず面接相談をお受けください。
面接相談で、弁護士が示談あっ旋に適する事案と判断した場合に、
示談あっ旋のお申込が可能です。(詳しくはp.12へ)

このほか当センターの実施事業には次のものがあります。

高次脳機能障害面接相談(相談料無料) (詳しくはp.16へ)

電話相談、 面接相談について

当センターの行っている相談事業には、①電話相談と②面接相談の二つの方法があります。電話相談では、事故状況等を十分に把握できないおそれがありますので、簡単な相談事項について回答を行っています。そのため、面接相談を基本的な相談方法としています。電話での回答が困難な事案については、面接による相談をお勧めします。

■電話相談(相談料・通話料無料)

Q. (公財)日弁連交通事故相談センターの電話相談について教えてください。

A. 弁護士による国内の自動車事故の損害賠償問題に関する相談をお電話で受け付けております。電話相談は、**お一人様10分程度**でお願いしております。書類を拝見することができませんので、電話での回答が困難な内容、例えば過失割合の判断などの場合は、面接の相談をお願いしております。お近くの面接相談所についてはパンフレットの裏表紙をご確認ください。

なお、当センターでは、**電話相談で弁護士に事件を依頼することはできません。**

※相談料・通話料は無料です。

弁護士による **無料** の電話相談



0120-078325



【相談時間】

・月～金(祝日を除く) 10:00～16:30 ・相談時間は10分程度です。

・IP電話からも相談のお電話を受け付けております。

番号は、03-3581-1770 月～金 10:00～15:30まで(12:30～13:00は休憩時間)です。

【ご注意】

「0120」は、フリーダイヤルの番号です。当センターは、相談者様からのお電話を全国の相談所の弁護士が自動転送によって受け付ける相談体制をとっています。相談者様の居住地に関係なく、お電話いただけますが、電話をお掛けになったタイミングによって、空いている相談所に電話が自動転送されますので、遠方の各相談所に接続されることもございますので、その点ご了承ください。

※なお、平日水曜日(第5週を除く)は、上記と同じ専用番号(0120-078325)で、**19:00まで**相談時間を延長して電話相談を行っています。 →詳しくはp.15夜間電話相談へ

■面接相談(相談料無料)

Q. (公財)日弁連交通事故相談センターの面接相談について教えてください。

A. 全国156か所の相談所で、弁護士による国内の自動車事故の損害賠償問題に関するご相談を受け付けております。面接相談は、**一回の相談につき30分程度**でお願いしております。

相談所にお電話又はWEBでご予約の上、お越しください。ご予約時に、お名前やご連絡先等をお伺いする場合があります。ご了承ください。

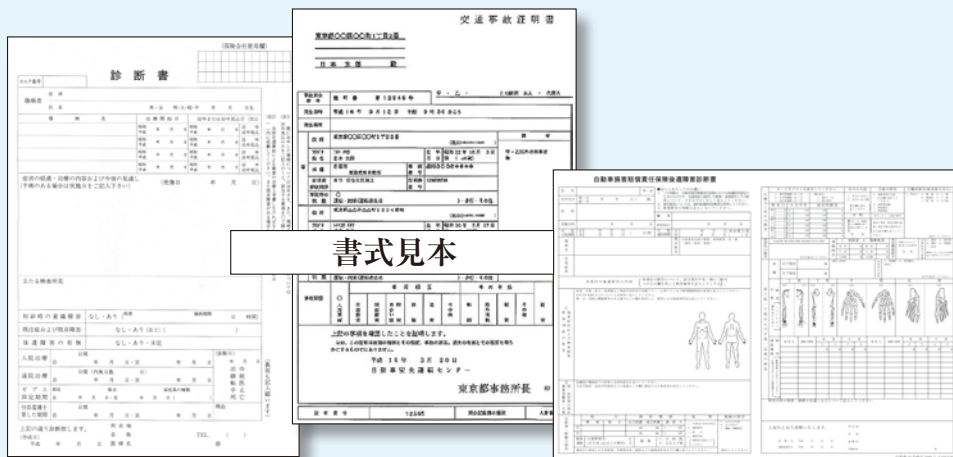


Q. 相談にあたって何か用意するものはありますか？

A. 以下の資料をお持ちであれば、ご用意ください。

①	交通事故証明書、事故状況を示す図面(道路状況、加害・被害車(者)の位置、事故の場所、日時、天候等)、現場・物損等の写真
②	診断書、治療費明細書(入通院日数、治療費、通院費のメモなど)
③	後遺障害診断書、後遺障害等級認定結果通知及び理由書
④	事故前の収入を証明するもの(休業損害証明書、給料明細書、源泉徴収票・確定申告書の写しなど)
⑤	相手方(賠償責任者やその保険会社等)からの賠償金額に関する提出書類や、示談交渉をしていれば、その過程
⑥	加害者の任意保険の有無と種類
⑦	その他(差額ベッド代、付添日数・費用、修理費、家屋改修費、有給休暇日数、相手方加入保険内容のメモ)など

※ご用意いただきたいものは相談内容により異なります。
面接相談のご予約の際に、ご確認ください。



示談あっ旋について

■示談あっ旋(無料)

Q. (公財)日弁連交通事故相談センターの示談あっ旋とは何ですか?

A. 損害賠償の交渉で当事者同士の話し合いがつかない時に、当センターの弁護士が、示談あっ旋申出人(多くは交通事故被害者)と相手方(保険会社・共済等担当者側)の間に入り、話し合いの場を設けて、事件が解決するようお手伝いいたします。調停の民間版とでも言うべき制度(通常3回程度)で、早期に適正な解決が期待できます。示談あっ旋のご利用にあたっては、まず面接相談をお受けください。面接相談で、弁護士が示談あっ旋に適する事案と判断した場合に、示談あっ旋のお申込が可能です。示談あっ旋は無料です。

※示談あっ旋実施相談所は(全国46か所)裏表紙に掲載。

Q. 示談あっ旋が可能な事案はどんな場合ですか?

A. 自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両による「自動車」事故事案に限ります。

①人 損

すべて可能(自賠責保険・自賠責共済のみ、または無保険でも可能)



②人損を伴う物損

すべて可能(自賠責保険・自賠責共済のみ、または無保険でも可能)



③物損のみ

損害賠償者が下記の任意保険または任意共済のいずれかに加入している場合



物損のみの示談あっ旋が可能

損害賠償者が、下記の一般社団法人日本損害保険協会加盟保険会社による物損の示談代行付きの保険に加入している場合、**物損のみ**でも示談あっ旋が可能です(令和4年3月現在)。

一般社団法人日本損害保険協会加盟保険会社

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ① あいおいニッセイ
同和損害保険株式会社 | ⑪ 大同火災海上保険株式会社 |
| ② アクサ損害保険株式会社 | ⑫ 東京海上日動火災保険株式会社 |
| ③ イーデザイン損害保険株式会社 | ⑬ 日新火災海上保険株式会社 |
| ④ AIG損害保険株式会社 | ⑭ 三井住友海上火災保険株式会社 |
| ⑤ SBI損害保険株式会社 | ⑮ 三井ダイレクト損害保険株式会社 |
| ⑥ 共栄火災海上保険株式会社 | ⑯ 楽天損害保険株式会社 |
| ⑦ セコム損害保険株式会社 | (50音順) |
| ⑧ セゾン自動車火災保険株式会社 | |
| ⑨ ソニー損害保険株式会社 | |
| ⑩ 損害保険ジャパン株式会社 | |

共済関係の示談あっ旋

損害賠償者が、下記の9共済に加入している場合、人損のみ・物損のみ・人損を伴う物損、いずれの場合でも示談あっ旋が可能です。

- ① こくみん共済coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)の「マイカー共済」
- ② 教職員共済生協(教職員共済生活協同組合)の「自動車共済」
- ③ JA共済連(全国共済農業協同組合連合会)の「自動車共済」
- ④ 自治協会(全国自治協会)・町村生協(全国町村職員生活協同組合)の「自動車共済」
- ⑤ 都市生協(生活協同組合全国都市職員災害共済会)の「自動車共済」
- ⑥ 市有物件共済会(全国市有物件災害共済会)の「自動車共済」
- ⑦ 自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)の「自動車共済」
- ⑧ 交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)の「自動車共済」
- ⑨ 全自共(全国自動車共済協同組合連合会)の「自動車共済」、全自共と日火連(全日本火災共済協同組合連合会)の「自動車総合共済MAP(共同元受)」



Q. 示談あっ旋はどんな事案に適しますか？

A. あくまで目安ですが、治療が終了し又は症状固定していて、後遺症の有無や等級認定に争いがなく、過失割合に決定的な争いがない場合で、既に相手方から具体的な金額の提示がなされている事案です。

Q. 示談あっ旋が受けられない事案はどんな場合ですか？

A. 申出のあった事案が次の①～⑥のどれか一つに該当するときは、示談あっ旋の申出を受け付けられません。

- ① 調停または訴訟手続に係属中であるとき
- ② 他の機関にあっ旋を申し出ている事案であると認められるとき
- ③ 不当な目的により申出をしたものと認められるとき
- ④ 当事者が権利または権限を有しないと認められるとき
- ⑤ 弁護士法第72条に違反する疑いのある者からの申出であると認められるとき
- ⑥ 以上の他、示談あっ旋を行うに適當でないと認められるとき

※原則「自転車」事故事案については示談あっ旋できません。

ただし、こくみん共済coopの「マイカー共済」については、平成18年8月1日以降自転車賠償責任補償特約が付保されている場合には、被共済者が所有、使用、または管理する自転車を被共済自動車とみなし、自転車事故についても示談あっ旋が可能です。



審査について

■調停・訴訟の前のもうひとつの解決方法「審査」

Q. 示談あつ旋が不調(不成立)に終わったときはどうなりますか?

A. 当センターが行った下記の9共済の示談あつ旋が不調(打ち切り・不成立)となったときは、審査手続へ移行することができます。審査手続における話し合いの結論として審査委員会(審査委員3名)が出す「評決」の金額を9共済には尊重していただくことになっています。



■審査の申出が可能となる 9共済

①	こくみん共済coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)の「マイカー共済」
②	教職員共済生協(教職員共済生活協同組合)の「自動車共済」
③	JA共済連(全国共済農業協同組合連合会)の「自動車共済」
④	自治協会(全国自治協会)・町村生協(全国町村職員生活協同組合)の「自動車共済」
⑤	都市生協(生活協同組合全国都市職員災害共済会)の「自動車共済」
⑥	市有物件共済会(全国市有物件災害共済会)の「自動車共済」
⑦	自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)の「自動車共済」
⑧	交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)の「自動車共済」
⑨	全自共(全国自動車共済協同組合連合会)の「自動車共済」、全自共と日火連(全日本火災共済協同組合連合会)の「自動車総合共済 MAP(共同元受)」

[ご注意]上記9共済以外で不調(打ち切り・不成立)となった示談あつ旋は審査の対象外です。

※審査にご協力いただいている各共済は、企業責任として真の被害者救済のため、基本的人権を擁護し社会正義の実現を図る当センターの活動に賛同いただいております。





夜間電話相談について



Q. (公財)日弁連交通事故相談センターの
夜間電話相談について教えてください。

A. 当センターでは、**水曜日(祝日、第5週を除く)**を夜間電話相談の日とし、通常の電話相談より相談時間を拡大して、相談体制を強化しております。ご相談できる内容は、通常の電話相談(詳しくはp.10へ)と同一です。



水曜日の夜間電話相談番号



0120-078325

平日**水曜日**
(第5週を除く)は、
19:00まで
電話相談を
受け付けております。

【受付時間】

- ・平日**水曜日**(第5週を除く) 10:00~**19:00**
- ・相談時間は10分程度です。
- ・相談料・通話料は無料です。

通常の電話相談は10:00~16:30まで(詳しくはp.10へ)

高次脳機能障害 面接相談について

Q. 高次脳機能障害とはなんですか？

A. 高次脳機能障害とは、交通事故で脳が損傷を受けたことにより、その後、一見完全に回復したように見えても、認知障害、行動障害、人格変化が起きている状態をいいます。

当センターは、高次脳機能障害への対策の必要性がクローズアップされる近時の流れを受けて、**自動車事故を原因とする**高次脳機能障害について、面接による相談を以下の相談所で行っています（高次脳機能障害については、当センターのホームページをご覧ください。 <https://n-tacc.or.jp/>）。

相談日時、予約方法は相談所によって異なりますのであらかじめお問い合わせください。



高次脳機能障害事例

あくまで例ですが、高次脳機能障害に見られる行動には次のようなものがあります。

CASE 1

Kさんは以前は穏やかな人であったが、事故後は人が変わったように怒りっぽくなり、感情をコントロールできなくなってしまった。

CASE 2

営業マンのNさんは、事故後、自分が考えていることを滑らかに話せなくなっただけでなく、相手の話すこともなかなか理解できなくなり、仕事に支障がでるようになった。

CASE 3

主婦のAさんは、事故後、物の置き場所を頻繁に忘れることが多くなり、新しい出来事も覚えられなくなった。そのため何度も同じことを繰り返し質問するようになった。

CASE 4

Uさんは、人に指示してもらわないと何もできなくなり、計画性のない行きあたりばったりの行動をとるようになった。

高次脳機能障害面接相談の実施相談所

※高次脳機能障害面接相談はすべて予約制です。
※弁護士の紹介はしていません（面接相談のみ）。
※詳細は各相談所へお問い合わせください。

本部（東京）	☎ 03-3581-4724	京都相談所	☎ 075-231-2378
札幌相談所	☎ 011-251-7730	大阪相談所	☎ 06-6364-8289
関内相談所（横浜）	☎ 045-211-7700	名古屋相談所 <small>（名古屋法律相談センター）</small>	☎ 052-565-6110
千葉相談所	☎ 043-227-8530	福岡相談所	☎ 092-741-3208

交通贖罪寄付、一般寄付金 について



交通贖罪寄付について

当センターでは「交通贖罪寄付」を受け付けております。
交通事故を起こした方々が寄付により反省悔悟を示せるほか、それにより多くの被害者の方々を救うことができる制度です。どうぞご理解とご賛同をいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

交通贖罪寄付制度

当センターは国土交通省からの補助金のほか、弁護士、さらには広く一般市民の皆様からの心温まる寄付によって運営していますが、市民の方からいただく寄付のひとつに「贖罪寄付」があります。これは、交通違反や交通事故を起こした方々が、寄付を行うことで反省悔悟を示すことができるというものです。飲酒運転やスピード違反など、具体的な被害者がいない場合において、特に有効な情状立証手段となりうるでしょう。刑事裁判の公判期日が迫っていても、贖罪寄付の申込み・入金をしていただければ、確認後に直ちに証明書を発行いたしますのでご利用ください。

寄付金の使途

令和3年度の交通贖罪寄付は、本部、各支部合わせて14,810,000円(91件)となりました。

寄付金は、当センター本部及び支部で実施する「無料法律相談」及び「示談あつ旋事業」など、交通事故被害者の救済のために使われます。交通事故の被害者は、被害だけでなく賠償問題についても悩まされることが多く、当センターの弁護士による無料法律相談は、被害者にとって精神的にも大きな支えとなっています。年間30万件以上(令和3年)という交通事故が認知されるなか、当センターに寄せられる期待と果たすべき責任はますます高まっているのです。

手続の概要

手続は
簡単です!

申込

本部又は各支部への申込書*による申込 (FAX可能、申込書は、本法人・各支部にも備付)
※申込書は、ホームページからダウンロード可能です。

手続

寄付金の支払手続 (本法人・各支部の口座に振込若しくは現金持参)

証明書の発行

本法人又は各支部から申込者へ証明書の発行

一般寄付金について

公益財団法人日弁連交通事故相談センターでは、本パンフレットに掲載の公益目的事業を通して、多くの交通事故被害者を救済するため、皆様からのご寄付をお願いしております。

公益財団法人への寄付に対する税制上の優遇について

公益財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄付金については、税制上の優遇が認められています。

公益財団法人日弁連交通事故相談センターは、寄付金税制優遇のうち、特に税額控除ができる団体として、内閣府から認定されています。そのため、当センター宛に、個人が寄付(賛助会費、交通贖罪寄付、一般寄付)を行う場合、確定申告時に、ご自身に有利な所得控除か、税額控除のいずれかを選択できるようになり、減税効果を得ることができます。寄付金の減税効果にかかる詳細は当センターのホームページをご覧ください。

全てのお問い合わせは
公益財団法人日弁連交通事故相談センター本部事務局
☎ 03-3581-4724

ホームページアドレス

日弁連交通事故

検索

<https://n-tacc.or.jp>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター相談所一覧

[令和4年7月1日現在]

相談日・相談時間は、あらかじめ各相談所にお問い合わせください。

- 印：示談あつ旋・審査業務を行っている本・支部
- 印：示談あつ旋・審査業務を行っている相談所
- ◎印：示談あつ旋を行っている相談所

相談所名	所在地	電話番号	
●札幌	札幌市中央区北1条西10 札幌弁護士会館2階	011(251)7730	
●新札幌	札幌市厚別区厚別中央2条5 サンピアザセンターモール3階	011(896)8373	
●小樽	小樽市福穂2-22-4 樽石ビル7階	0134(23)8373	
●室蘭	室蘭市中島町1-24-11 中島中央ビル4階	0143(47)8373	
●苫小牧	苫小牧市若草町3-2-7 大東若草ビル3階	0144(35)8373	
●函館	函館市上新川町1-3 函館弁護士会館内	0138(41)0232	
●旭川	旭川市花咲町4 旭川弁護士会館内	0166(51)9527	
●釧路	釧路市柏木町4-3 釧路弁護士会館内	0154(41)3444	
●帯広	帯広市東8条南9-1 釧路弁護士会館帯広会館内	0155(66)4877	
●青森	青森市長島1-3-1 日赤ビル5階 青森県弁護士会館内	017(777)7285	
●弘前	弘前市大字一番町8 ライオンズマンション弘前一番町1階 青森県弁護士会館弘前支部内	0172(33)7834	
●八戸	八戸市赤市2-11-13 青森県弁護士会八戸支部内	0178(22)8823	
●岩手	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2階 岩手弁護士会内	019(623)5005	
●仙台	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館1階	022(223)2383	
●古川	大崎市古川駅前3-15 泉ビルB101 古川法律相談センター内	0229(22)4611	
●石巻	石巻市穀町12-18 駅前ビル4階 石巻法律相談センター内	0225(23)5451	
●秋田	秋田市山王6-2-7 秋田弁護士会館内	018(896)5599	
●山形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023(635)3648	
●酒田	酒田市本町2-2-45 酒田市役所2階相談室	023(635)3648	
●鶴岡	鶴岡市馬場町9-25 鶴岡市役所内	024(536)2710	
●福島	福島市山下町4-24 福島県弁護士会館内	024(936)4515	
●郡山	郡山市堂前町25-23 福島県弁護士会館郡山支部内	024(936)4515	
●水戸	水戸市大町2-2-75 茨城県弁護士会館内	029(221)3501	
●土浦	土浦市中央1-13-3 大國亀城公園ハイソック304 茨城県弁護士会土浦支部内	029(875)3349	
●下妻	下妻市長塚74-1 下妻市商工会館内	0296(44)2661	
●栃木	宇都宮市明保野町1-6 栃木県弁護士会館内	028(689)9001	
●前橋	前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館内	027(234)9321	
●太田	太田市新井町516-1 GSEビル2階	027(234)9321	
●高崎	高崎市宮元町298 勝ビル1階	027(234)9321	
●埼玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階	048(710)5666	
●埼玉	埼玉弁護士会法律相談センター内	048(710)5666	
●越谷	越谷市東越谷9-7-19 グリーンビル越谷2階 埼玉弁護士会越谷支部内	048(962)1188	
●川越	川越市宮下町2-1-2 福田ビル1階 埼玉弁護士会川越支部内	049(225)4279	
●熊谷	熊谷市宮町1-41 宮町ビル 埼玉弁護士会熊谷支部内	048(521)0844	
●千葉	千葉市中央区中央4-13-9 千葉県弁護士会館内	043(227)8530	
●松戸	松戸市松戸1281-29 松戸東洋ビル4階 千葉県弁護士会松戸支部内	047(366)6611	
●京葉	船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル5階 千葉県弁護士会京葉支部・船橋法律相談センター内	047(437)3634	
●霞が関	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03(3581)1782	
●新宿	新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康ラゾバハンズ7階 新宿総合法律相談センター内	03(6205)9531	
●立川	立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階 立川法律相談センター内	042(548)7790	
●八王子	市役所内 042(620)7227	国立市役所内 042(576)2111	
●立川	市役所内 042(528)4319	福生市役所内 042(551)1529	
●武蔵野	市役所内 0422(60)1921	狛江市役所内 03(3430)1111	
●三鷹	市役所内 0422(44)6600	東大和市役所内 042(563)2111	
●青梅	市役所内 0428(22)1111	清瀬市役所内 042(497)1803	
●府中	市役所内 042(366)1711	東久留米市役所内 042(470)7738	
●沼島	市役所内 042(544)5122	武蔵村山市役所内 042(565)1111	
●調布	市役所内 042(481)7032	多摩市役所内 042(338)6806	
●町田	市役所内 042(724)2102	稲城市役所内 042(378)2286	
●小金井	市役所内 042(387)9818	羽村市役所内 042(555)1111	
●小平	市役所内 042(346)9508	あきる野市役所内 042(558)1216	
●日野	市役所内 042(514)8094	西東京市役所内 042(460)9805	
●東村山	市役所内 042(393)5111	(無庁舎)	
●国分寺	市役所内 042(325)0111		
●関内	横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館内	045(211)7700	
●横浜西口	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル6階 横浜西口法律相談センター内	045(620)8300	
●川崎	川崎市川崎区駅前本町3-1 NMF川崎東口ビル11階 川崎法律相談センター内	044(223)1149	
●小田原	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル1階 小田原法律相談センター内	0465(24)0017	
●相模原	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市中央区役所内	042(769)8230	
●橋本	相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもと6階 相模原市緑区役所市民相談室内	042(775)1773	
●相模大野	相模原市南区相模大野5-31-1 市南区合同庁舎3階 相模原市南区役所市民相談室内	042(749)2171	
●横須賀	横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか3階 横須賀法律相談センター内	046(822)9688	
●座間	座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所内	046(252)8146	
●山梨	甲府市中央1-8-7 山梨県弁護士会館内	055(235)7202	
●長野	長野市妻科432 長野県弁護士会館内	026(232)2104	
●松本	松本市丸の内10-18 長野県弁護士会松本在住会館内	0263(35)8501	
●新潟	新潟市中央区学校町通一番町1 新潟県弁護士会館内	025(222)5533	
●長岡	長岡市三和3-123-10 新潟県弁護士会長岡支部会館内	0258(86)5533	
●三条	三条市荒町2-1-3 三条市体育文化会館 (マルチスタジアム3)	025(222)5533	
●上越	上越市土橋1914-3 上越市市民プラザ内	025(222)5533	
●村上	村上市若船駅前56 村上市役所神林支所内	025(222)5533	
●五泉	五泉市村松乙130-1 五泉市村松支所内	025(222)5533	
●富山	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館内	076(421)4811	
●金沢	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	076(221)0242	
●福井	福井市宝永4-3-1 サクラNビル7階 福井弁護士会内	0776(23)5255	

相談所名	所在地	電話番号
●岐阜	岐阜市端詰町22 岐阜県弁護士会館内	058(265)0020
●静岡	静岡市葵区追手町10-80 静岡県弁護士会館内	054(252)0008
●沼津	沼津市御幸町24-6 静岡県弁護士会沼津支部内	055(931)1848
●浜松	浜松市中区中央1-9-1 静岡県弁護士会浜松支部内	053(455)3009
●掛川	掛川市亀の甲1-228 あいおいニッセイ同和損害保険ビル3階	053(455)3009
●三島	三島市北田町4-47 三島市役所内	055(983)2651
●下田	下田市東本郷1-5-18 下田市役所内	055(931)1848
●伊東	伊東市大原2-1-1 伊東市役所内	0557(52)3002
●名古屋	名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館内	052(565)6110
●名古屋	名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル4階 名古屋法律相談センター内	052(565)6110
●岡崎	岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10 愛知県弁護士会西三河支部内	0564(54)9449
●豊橋	豊橋市大園町83 愛知県弁護士会東三河支部内	0532(56)4623
●一宮	一宮市公園通4-17-1 愛知県弁護士会一宮支部内	0586(72)8199
●半田	半田市出口町1-45-16 住吉ビル2階 愛知県弁護士会半田支部内	0569(23)8655
●三重	津市丸の内養正町1-1 三重弁護士会館内	059(228)2232
●滋賀	大津市梅林1-3-3 滋賀弁護士会館内	077(522)2013
●京都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075(231)2378
●京都駅前	京都市下京区東塩小路町579-1 山崎メディカルビル6階 京都駅前法律相談センター内	075(231)2378
●大宮	京丹後市大宮町周枳1 大宮織物ホール 丹後法律相談センター内	0772(68)3080
●大阪	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内	06(6364)8289
●なんば	大阪府中央区難波4-4-1 難波駅前四丁目ビル4階 大阪弁護士会なんば法律相談センター内	06(6645)1273
●岸和田	岸和田市宮本町27-1 泉州ビル2階 岸和田法律相談センター内	072(433)9391
●堺	堺市堺区南花園口町2-3-20 三共堺東ビル6階 堺法律相談センター内	072(223)2903
●豊中	豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所内	06(6858)2034
●茨木	茨木市駅前3-8-13 茨木市役所内	072(620)1603
●門真	門真市中町1-1 門真市役所内 門真市人権市民相談課	06(6902)5648
●神戸	神戸市中央区橋通1-4-3 兵庫県弁護士会館内	078(341)1717
●阪神	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5階5010号 兵庫県弁護士会阪神支部内	06(4869)7613
●明石	明石市中崎1-5-1 明石市役所内	078(918)5002
●姫路	姫路市北条1-408-6 兵庫県弁護士会姫路支部内	079(286)8222
●奈良	奈良市中筋町22-1 奈良県弁護士会館内	0742(26)3532
●和歌山	和歌山市四番丁5 和歌山弁護士会館内	073(422)4580
●鳥取	鳥取市東町2-221 鳥取県弁護士会館内	0857(22)3912
●米子	米子市加茂町2-72-2 鳥取県弁護士会米子支部内	0859(23)5710
●倉吉	倉吉市葵町724-15 法律相談センター倉吉内	0858(24)0515
●島根	松江市舟衣町55-4 松江商工会議所ビル7階 島根県弁護士会館内	0852(21)3450
●岡山	岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館内	086(234)5888
●倉敷	倉敷市幸町3-33 倉敷弁護士室内	086(422)0478
●津山	津山市椿高下52 津山弁護士室内	0868(22)0464
●広島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
●呉	呉市中央2-1-29 広島弁護士会呉地区会内	0823(24)6755
●尾道	尾道市新浜1-12-4 広島弁護士会尾道地区会内	0848(22)4237
●福山	福山市三吉町1-6-1 広島弁護士会福山地区会館2階	084(973)5900
●山口	山口市黄金町2-15 山口県弁護士会館内	0570(064)490
●萩	萩市江向582-2 片山ハイソック102号 萩法律相談センター内	0570(064)490
●下関	下関市向洋町1-5-1 1階 山口県弁護士会下関地区会館内	0570(064)490
●宇部	宇部市常盤町1-2-5 山口県弁護士会宇部地区会館内	0570(064)490
●岩国	岩国市錦見1-10-17 山口県弁護士会岩国地区会館内	0570(064)490
●周南	周南市岐山通り2-11 江村ビル1階 山口県弁護士会周南地区会館内	0570(064)490
●徳島	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館内	088(652)5768
●高松	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内	087(822)3693
●愛媛	松山市三番町4-8-8 愛媛弁護士会館内	089(941)6279
●高知	高知市越前町1-5-7 高知弁護士会館内	088(822)4867
●福岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階 天神弁護士センター内	092(741)3208
●二日市	筑紫野市二日市北1-3-8 スパシオコムビル2階 二日市法律相談センター内	092(918)8120
●久留米	久留米市篠山町11-5 久留米法律相談センター内	0942(30)0144
●飯塚	飯塚市新立岩6-16 弁護士ビル3階	0948(28)7555
●北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内※裁判所構内	093(561)0360
●魚町	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5階 魚町法律相談センター内	093(551)0026
●折尾	北九州市八幡西区折尾4-6-16 折尾YSビル2階 折尾法律相談センター内	093(691)2166
●佐賀	佐賀市中的小路7-19 佐賀県弁護士会館内	0952(24)3411
●長崎	長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階 長崎県弁護士会館内	095(824)3903
●佐世保	佐世保市島瀬町4-12 シティヒルズズバ2階 長崎県弁護士会佐世保支部内	0956(22)9404
●熊本	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3階 熊本県弁護士会法律相談センター内	096(325)0009
●八代	八代市松江城町6-6 八代商工会議所内	096(325)0009
●大分	大分市中島西1-3-14 大分県弁護士会館内	097(536)1458
●宮崎	宮崎市旭1-8-45 宮崎県弁護士会館内	0985(22)2466
●鹿児島	鹿児島市易居町2-3 鹿児島県弁護士会館内	099(226)3765
●那覇	那覇市松尾2-2-26-6 沖縄弁護士会館内	098(865)3737
●コザ	沖縄市知花6-6-5 沖縄弁護士会相談センター沖縄支部内	098(865)3737

●公益財団法人 日弁連交通事故相談センター本部 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階 TEL03-3581-4724 FAX03-3580-1875 2022年(令和4年)7月発行

※弁護士による無料の電話相談(1回10分程度)は表紙下部のフリーダイヤル番号(0120-078325)にお掛けください。